

宮城県地域医療構想策定調整会議開催要綱

(目的)

第1 医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第2項第7号に規定する地域医療構想の策定に向けて、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について、診療に関する学識経験者の団体、医療関係者、医療保険者その他関係団体から意見の聴取を行うため、2次医療圏ごとに地域医療構想策定調整会議(以下「調整会議」という。)を開催する。

(構成等)

第2 各調整会議の名称は次に定めるとおりとし、それぞれ知事が別に定める者(以下「構成員」という。)の出席をもって開催する。

- (1) 仙南地区地域医療構想策定調整会議
- (2) 仙台地区地域医療構想策定調整会議
- (3) 大崎・栗原地区地域医療構想策定調整会議
- (4) 石巻・登米・気仙沼地区地域医療構想策定調整会議

2 各調整会議の構成員の人数は、30人以内(仙台地区地域医療構想策定調整会議にあっては、51人以内)とする。

(座長及び副座長)

第3 各調整会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、会議の進行を行う。
- 3 座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(会議等)

第4 調整会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、調整会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5 調整会議の庶務は、宮城県保健福祉部医療整備課において処理する。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 8 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この日より前に調整会議の目的が達成されたと認められる場合は、目的が達成された日をもって効力を失うものとする。